本則の表石川県の項中「輪島市　珠洲市　鳳珠郡穴水町　同郡能登町」を「輪島市（舳倉島の区域に限る。）」に改める。

本則の表長野県の項中「長野市（旧上水内郡戸隠村、旧同郡鬼無里村、旧同郡信州新町及び旧同郡中条村の区域に限る。）　松本市」を「松本市」に、「限る。）　大町市（旧北安曇郡八坂村及び旧同郡美麻村の区域に限る。）　飯山市　佐久市（旧北佐久郡望月町の区域に限る。）　南佐久郡小海町　同郡南相木村　同郡北相木村」を「限る。）」に、「同郡筑北村　北安曇郡小谷村　下高井郡山ノ内町　同郡木島平村　同郡野沢温泉村　上水内郡信濃町　同郡小川村　下水内郡栄村」を「同郡筑北村」に改める。

本則の表静岡県の項中「浜松市（旧周智郡春野町、旧磐田郡龍山村、旧同郡佐久間町及び旧同郡水窪町の区域に限る。）　沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）　熱海市」を「熱海市」に改める。

本則の表三重県の項中「尾鷲市　鳥羽市　熊野市」を「松阪市（旧飯南郡飯南町及び旧同郡飯高町の区域に限る。）　鳥羽市」に、「限る。）」を「限る。）　多気郡大台町」に、「同郡南伊勢町　北牟婁郡紀北町」を「同郡南伊勢町」に改める。

本則の表鳥取県の項中「東伯郡三朝町　西伯郡大山町　同郡伯耆町（旧日野郡溝口町の区域に限る。）　日野郡日南町　同郡日野町　同郡江府町」を「東伯郡三朝町」に改める。

本則の表岡山県の項中「備前市」を「津山市（旧苫田郡加茂町、旧同郡阿波村及び旧久米郡久米町の区域に限る。）　備前市　瀬戸内市（旧邑久郡牛窓町の区域に限る。）」に、「旧赤磐郡吉井町の区域に限る。）　真庭市　美作市」に、「旧同郡佐伯町の区域に限る。）」を「旧同郡佐伯町の区域に限る。）　真庭郡新庄村　苫田郡鏡野町　勝田郡奈義町　英田郡西粟倉村　久米郡久米南町　同郡美咲町」に改める。

本則の表広島県の項中「府中市　東広島市（旧賀茂郡福富町、旧同郡豊栄町及び旧同郡河内町の区域に限る。）」を「府中市」に、「同郡北広島町　豊田郡大崎上島町」を「同郡北広島町」に改める。

本則の表山口県の項中「旧豊浦郡豊田町、旧同郡豊北町、蓋井島」を「蓋井島」に、「萩市　長門市」を「萩市（見島、大島、櫃島及び相島の区域に限る。）」に、「熊毛郡上関町　阿武郡阿武町」を「熊毛郡上関町」に改める。

本則の表徳島県の項中「三好市　勝浦郡勝浦町　同郡上勝町　名東郡佐那河内村　名西郡神山町」を「三好市」に改める。

本則の表福岡県の項中「嘉麻市　朝倉市（旧朝倉郡杷木町の区域に限る。）」を「嘉麻市」に、「限る。）」を「限る。）」に改める。

本則の表熊本県の項中「水俣市　山鹿市」を「水俣市」に改める。

本則の表大分県の項中「限る。）　竹田市　豊後高田市　杵築市　宇佐市　豊後大野市」を「限る。）」に改める。

本則の表宮崎県の項中「都城市（旧北諸県郡高崎町の区域に限る。）　延岡市」を「延岡市」に改める。

本則の表沖縄県の項中「同郡伊是名村」を「同郡伊是名村　宮古郡多良間村　八重山郡竹富町」に改める。

○農林水産省告示第八百八十六号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第二十二条第一項第一号及び水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第六十九条第一項第一号並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条第二号の規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）及び水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　**裕**

（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部改正）

第一条　平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号の一部を次のように改正する。

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の規定の適用については、第二号ロ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会並びに特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程の一部を次のとおり改正する。

附則に次の一項を加える。

3　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により法の規定を適用する場合におけるこの告示の規定の適用については、第十八条中「掲げる金融機関」とあるのは「掲げる金融機関及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第三十七条において同じ。）」と、第三十七条中「掲げる金融機関」とあるのは「掲げる金融機関及び特定承継会社」とする。

○農林水産省告示第八百八十七号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　**裕**

第百九十四号中「今津町保坂三百番地」を「朽木野尻三百六十四番地の二」に改める。

第二百十五号中「錦江町馬場百十三番地」を「南大隅町佐多伊座敷三千九百三十七番地」に改める。

第二百五十四号中「一丁目一番十二号」を「二丁目十五番九号」に改める。